

令和3年12月17日

課名 土木建築局都市環境整備課

担当者 課長 樋口

内線 4124

みよし公園におけるネーミングライツパートナーの優先交渉権者の決定について

1 要旨・目的

民間事業者等の広告の機会を拡大するとともに、県有施設を活用した新たな財源を確保するため、みよし公園のネーミングライツパートナーを公募したところ、一者から応募があり、審査の上、優先交渉権者を決定したため報告する。

2 現状・背景

次の条件で、令和3年8月2日から11月26日にかけて公募を行った。

募 集 金 額 年額100万円以上（税抜）

愛称使用期間 令和9年3月31日まで

3 概 要

(1) 対象者（優先交渉権者）

株式会社 電光石火

所在地 広島県広島市安佐南区東原1-9-50-14

代表取締役 竹長 篤史 資本金 100万円

事業内容 飲食業 従業員数 55人

(2) 事業内容（実施内容）

応募内容について審査した結果、適当と認められるため、優先交渉権者を決定した。

※ 提案金額 年額100万円（税抜）

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和4年1月 契約締結

令和4年2月 愛称の使用開始

(4) 予算（国庫・単県）

—

4 その他

みよし公園、びんご運動公園のネーミングライツパートナーについて、令和4年1月に契約を締結する予定である。契約締結にあたっては、契約締結式を行い、愛称を広く周知し、定着を図ることとしている。

<契約締結式の概要（予定）>

(1) 日 時 令和4年1月7日（金）

(2) 場 所 広島県庁

(3) 愛称案 みよし公園：電光石火 みよしパーク

びんご運動公園：こざかなくん スポーツパーク びんご